（登録認証機関等に関する規則の一部改正）

第四十五条　登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第三号中「講じる」を「講ずる」に改める。

別記様式第一から別記様式第二十六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第一」を「別記様式第一」に改め、別記様式第二中「様式第二」を「別記様式第二」に改め、別記様式第三中「様式第三」を「別記様式第三」に改め、別記様式第四中「様式第四」を「別記様式第四」に改め、別記様式第五中「様式第五」を「別記様式第五」に改め、別記様式第六中「様式第六」を「別記様式第六」に改め、別記様式第七中「様式第七」を「別記様式第七」に改め、別記様式第八中「様式第八」を「別記様式第八」に改め、別記様式第九中「様式第九」を「別記様式第九」に改め、別記様式第十中「様式第十」を「別記様式第十」に改め、別記様式第十一中「様式第十一」を「別記様式第11」に改め、同様式の表中

貯蔵施設（注２）の貯蔵能力等	を
貯蔵施設の貯蔵能力等（注２）	に

貯蔵施設の貯蔵能力等（注２）	を
貯蔵施設の貯蔵能力等	に

改め、別記様式第十二中「様式第十二」を「別記様式第12」に改め、同様式の表中

貯蔵施設（注２）の貯蔵能力等	を
貯蔵施設の貯蔵能力等（注２）	に

に改める。

別記様式第十三中「様式第十三」を「別記様式第13」に改め、別記様式第十四中「様式第十四」を「別記様式第14」に改め、別記様式第十五中「様式第十五」を「別記様式第15」に改め、別記様式第十六中「様式第十六」を「別記様式第16」に改め、別記様式第十七中「様式第十七」を「別記様式第17」に改め、別記様式第十八中「様式第十八」を「別記様式第18」に改め、別記様式第十九中「様式第十九」を「別記様式第19」に改め、別記様式第二十中「様式第二十」を「別記様式第20」に改め、別記様式第二十一中「様式第二十一」を「別記様式第21」に改め、別記様式第二十二中「様式第二十二」を「別記様式第22」に改め、別記様式第二十三中「様式第二十三」を「別記様式第23」に改め、別記様式第二十四中「様式第二十四」を「別記様式第24」に改め、別記様式第二十五中「様式第二十五」を「別記様式第25」に改め、別記様式第二十六中「様式第二十六」を「別記様式第26」に改める。

第三章　原子力災害対策特別措置法関係

第四十六条　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。